

全建事発第109号
令和8年1月7日

各都道府県建設業協会会长 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 今井 雅則
〔公印省略〕

通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、個々の請負契約において、労務費基準により示される適正な労務費が確保され、適正な労務費・賃金の支払いがなされるよう、建設工事の全ての取引段階において、賃金の原資として適正な労務費を確保することが重要であり、そのような取引が推進されるよう、国土交通省では建設業法第40条の4に基づき、いわゆる建設Gメンが建設工事の請負契約にかかる取引実態を調査し、不適正な取引行為が確認された場合は改善を促すなど、適正な労務費の確保に向けた取組みを行っています。

このような建設Gメンによるこれまでの調査において、見積りのやり取りに関して確認された改善が必要な取引事例及びその解説が、別添のとおり取りまとめられました。

建設工事の取引当事者においては、少なくとも別添事例集に示された事例は建設業法上問題となり得ることに十分留意し、適切な労務費が確保された取引が行われることに努めるよう、国土交通省より要請がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に對して周知賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

【添付資料】

別添 通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集

以上

(担当) 事業部 三浦
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp